

生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は大塚中学校生徒会と称する。

第2条 本会は生徒の自主的活動を通して生徒の学校生活の改善と向上をはかり、明るい大塚中学校を築き発展させることを目的とする。

第3条 本会は大塚中学校の生徒全員をもって組織し先生を顧問とする。

第4条 本会できめたことは中学校長の承認を得て実施する。

第2章 役員

第5条 本会には次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、1・2・3年執行委員男女各1名、必要に応じて、若干名の執行委員をおくことができる。

第6条 本会の役員の任期は前・後期とし再選を妨げない。

第7条 本会の役員は、全会員の直接無記名投票によって決定する。

第8条 会長はこの会の代表者であって本会の運営の責任をおう。

第9条 副会長は広報活動を担当し、会長を助け会長に支障あるときは、その任務を代行する。

第10条 3年執行委員は本会の運営の資料をつくり、議事を記録し、決議事項を全会員に知らせる。

第11条 1・2年執行委員は役員の補助にあたる。

第12条 会長・副会長・1・2・3年執行委員・生徒議会議長・副議長で役員会を構成し、生徒会活動の企画にあたり、決議の執行にあたる。

第13条 役員の更送、辞任又は執行不能の場合は、欠員について補欠選挙をする。

第3章 生徒総会

第14条 生徒議会は本会の最高決議機関であって全会員によって構成される。

第15条 定期総会は前期、後期の2回開催とする。

ただし、次の場合臨時総会が開催できる。

1. 会長が必要と認めた時。
2. 会員の過半数が必要と認めた時。

第16条 正・副議長は生徒議会の正・副議長が当たる。

第17条 総会は会員の4分の3以上の出席を必要とし、特に定められた場合を除き過半数により決議される。

第4章 生徒議会

第18条 生徒総会は生徒総会にかわる決議機関であって、会則の目的を達するに必要な権限が与えられ各学級よりえられた男女各1名の議員と各委員長で構成される。

第19条 (削除)

第20条 生徒会役員及び議題提案者は生徒議会に出席し、議員の質問について答弁、又は説明しなければならない。

第21条 定例議事を半期に2回以上開催する。ただし、次の場合臨時議会が開催できる。

1. 会長が必要と認めた時。
2. 議員の過半数が必要と認めた時。

3. 会員の過半数が必要と認めた時。

第22条 正・副議長は、議員の互選により決める。

第23条 議会は3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

第24条 議会において、重要事項提案がなされた場合は、3分の2以上の賛成によって可決する。

ただし、重要事項は細則に定める。

第25条 議員は学級によって要求された場合には辞任しなければならない。また、議員自身の辞任理由が学級により認められた場合には議会はこれを承認する。

第5章 生徒集会

第26条 生徒集会は決議を含まない全会員の集会であって2週間に1回程度開催するのを原則とする。

第6章 委員会

第27条 本会は全会員をもって、必要な委員会をもうけ、その委員会の運営にあたり立案計画をなし、役員会、生徒議会に提出する。また決議されたことを実施する。

第28条 各委員会の任期は前・後とし、再任を妨げない。

第29条 各委員会は半期に2回以上開催する。

第30条 各委員会には委員の互選により委員長・副委員長・書記をおく。

第31条 各委員会の連絡・調整のため生徒会長の要請により委員長会を開催することができる。

第32条 本会は特定の目的を遂行するために、次の場合に特別委員会をもうけることができる。

1. 会長が必要と認めた時。
2. 議員の過半数が必要と認めた時。

第7章 部会

第33条 本会には次の部会をおく。

1. 文化部

音楽・クリエイト

2. 体育部

男子……卓球・バレーボール・ハンドボール

女子……卓球・バレーボール・ハンドボール

第8章 会費

第34条 会費の使用にあたっては、生徒総会で承認された案に従って使用する。

第9章 会則の承認・修正・改正

第35条 本会の会則は生徒議会の3分の2以上によって可決し、生徒総会出席会員の特別投票において過半数の承認を得、学校長の許可があればただちに施行できる。

第36条 本会の会則の修正・改正は、会則の承認と同様の手続きによって成立する。

第37条 付則・細則の修正・改正は、生徒議会の3分の2以上の可決する。

付 則

1. 公共の福祉に反しない限り、個人の権利、趣味、財政等に関することは本会ではとりあつかわない。
2. 生徒会行事に対して物品的賞を出さず賞状を出すことを原則とする。しかし、全員参加のもの及び議会の承認により賞を出すことができる。
3. 顧問の先生の参加しない集会を開催する場合は生徒会長を通じ学校長の承認を受けるものとする。

4. 本会でとりあつかう印刷物は発行と共に各先生に1、書記に提出する。
5. 生徒会役員選挙規定は別に定める。
6. 本会則には必要に応じて細則を定めることができる。
7. 本会則は令和7年5月26日から実施する。

細 則

生徒総会

1. 生徒総会はずぎのことを決定承認する。
 - (1) 予算案の審議決定及び活動報告の承認。
 - (2) 活動計画案審議決定及び活動報告の承認。
 - (3) その他必要事項の決定承認。

生徒議会

1. 議員は執行部をのぞく各委員会に配属される。
2. 重要事項とは生徒心得、予算修正、予定されなかった行事等をいう。
3. 議会の傍聴は議会の正常な運営をそこなわない範囲でゆるされる。

生徒会役員選挙規定

第1章 総 則

第1条 この規定は生徒会役員の選挙を行う場合に適用する。

第2条 生徒会役員の選挙は全校生徒の直接無記名投票によって行う。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙に関する事務処理のため選挙管理委員会を設ける。

第4条 選挙管理委員会は各学級から選出された男女各1名の委員によって構成し、その任期は半年（公示1週間前→次期公示1週間前）までとする。ただし、立候補者は選挙管理委員になれない。また、委員が立候補又は事故のあった場合には直ちに補欠を任命しなければならない。

第5条 選挙管理委員会には1名の選挙管理委員長をおく。

選挙管理委員長は委員の互選とし、委員会の長として選挙管理委員会の運営の責任をおう。

第6条 選挙管理委員会は次のことを行う。

1. 選挙及び投票の公示。
2. 立候補の受付と発表。
3. 投票の管理と開票。
4. 開票の結果の確認と発表。
5. 立候補者及び現役員の辞任の受付。
6. その他選挙に必要な事務処理一切。

第7条 定期選挙の公示は前期2月、後期7月に行う。

第3章 候 補 者

第8条 候補者は学級の推薦を受けた者とする。

第9条 立候補する会員は規定の立候補届に所定の事項を記入して立候補受付締切期日までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第10条 補欠選挙の場合も前条の手続きをとるものとする。

第11条 各候補者は選挙管理委員会許可のもとに、立会演説、放送での演説、ポスター掲示などの選挙運動をすることができる。

第4章 選 挙

第12条 会長・副会長・1・2・3年生執行委員の5部門の選挙とする。会長は最高学年とする。開票は即日行う。

第13条 当選者は有効投票の最多数を得た者とし、投票同数の場合はその者についてのみ後日、決戦投票を行う。

第14条 当選者に失格あるいは欠員を生じた場合には、その日より2週間以内に補欠選挙を行う。

付 則

1. この規定の改廃は生徒議会で議員の過半数を得なければならない。
2. この規定は令和7年度後期役員選挙より実施する。